

## 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の休日勤務手当に関する規則

〔平成19年1月17日  
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第16号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「給与条例」という。）第17条の規定に基づき、職員の休日勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(休日勤務手当の支給される日)

第2条 給与条例第17条第1項の規則で定める日は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項及び第4条の規定により定められた週休日に当たる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第10条に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。）（当該勤務日等が給与条例第17条第1項に規定する休日及び勤務時間条例第8条の2の規定より割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外代休時間を指定された日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて広域連合長の承認を得たときは、その日とする。

(休日勤務手当の支給割合)

第3条 給与条例第17条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。